

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	北海道 小清水町		
計画期間 実施期間	H21～H24 H21～H24	総事業費(交付金)	977,313千円(488,656千円) 1,483,104千円(712,834千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法基本方針の主旨に従い、地域農業の発展と振興により地域の活性化に寄与することを目標(地域産物の販売量の増加)とし、この目標の実現により地域内定住人口の確保を推進するものとしており適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画の区域は、小清水町農業振興地域整備計画区域としており、また計画策定にあたり小清水町過疎地域自立促進市町村計画、小清水町総合計画及び小清水町農業振興計画との整合性を保つなど、関係計画との連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	対象事業について、地域農業者の実態・作付意向調査の取りまとめを行った上で推進しており、事業実施主体である小清水町農業協同組合においても地域懇談会を地域内各地で開催し、合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	○	計画主体である町と事業実施主体であるJA、榊こしみずエコフィードサービス(仮)とで、プロジェクト推進チームを組織し、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	対象事業は、地域産物の販売量の増加による経営安定化を通じた定住人口減少抑制を目的としており、目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施期間を4か年、計画期間も同じく4か年とし、事業内容に飼料基盤整備が含まれることから、要領第3の1及び基本方針第4の3⑥に適合している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付限度額を要望額としており、範囲内である。

2-1 個別事業について(小麦乾燥調整貯蔵施設整備)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	昭和48年第2次構造改善事業、昭和61年新農業構造改善事業、平成10年農業生産体制強化総合推進対策事業により取得した施設への増設となっており、現在模様替え申請中(8月中旬受理予定)である。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	既存施設の解体費用などについては、対象事業費から除外している。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	荷受乾燥調製施設増設 12年、サイロ増設 22年となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記分析での算定結果は1.39となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は小麦乾燥調整貯蔵施設整備であり、実施主体はJA、対象地域は過疎地域自立促進特別措置法に規程する過疎地域であることから、実施要領別表1の事業メニュー28乾燥調整貯蔵施設に該当し、別表2による要件分類16の示す要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は小清水町農業協同組合であり、施設は事業実施主体の所有となる。また、麦類の専用施設であるため、目的外使用の恐れもない。

施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は311戸であり、原麦受入から調整、貯蔵期間を含めて、通年利用を計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	既存施設への増設であり、一体的な施設となる。よって、これまで通り有効活用できると見込まれる。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	平成21年6月最新版策定のJAこしみず麦・大豆産地強化計画を基に、規模算定した施設であり、最大限の利用を見込んでいる。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存施設を含めて総合的に規模を算定し、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	据え付けの施設の為、汎用性は無い。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存施設への増設であり、一体的な施設となる。よって、これまで通り有効活用できると見込まれる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	整備予定地は既存施設のある事業実施主体の敷地であり、取得済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の負担となる補助残額分については、小清水町農協が一括支払する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	収支計画に減価償却費および租税公課を計上しており施設の管理更新などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体において、施設の管理などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

2-2 個別事業について(大豆乾燥調整施設整備)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成3年農業生産体質強化総合推進対策事業により取得した施設への増設となっているが、既に耐用年数は経過している。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	既存施設の解体費用などについては、対象事業費から除外している。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	乾燥施設 12年となっている。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記分析での算定結果は1.97となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は大豆乾燥調整施設整備であり、実施主体はJA、対象地域は過疎地域自立促進特別措置法に規程する過疎地域であることから、実施要領別表1の事業メニュー28乾燥調整貯蔵施設に該当し、別表2による要件分類16の示す要件をを満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は小清水町農業協同組合であり、施設は事業実施主体の所有となる。また、大豆の専用施設であるため、目的外使用の恐れもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は127戸であり、原豆受入から調整を含めて、生産年10月から翌年2月末までを計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	既存施設への増設であり、一体的な施設となる。よって、これまで通り有効活用できると見込まれる。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	平成21年6月最新版策定のJAこしみず麦・大豆産地強化計画を基に、規模算定した施設であり、最大限の利用を見込んでいる。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存施設を含めて総合的に規模を算定し、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	据え付けの施設の為、汎用性は無い。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存施設への増設であり、一体的な施設となる。よって、これまで通り有効活用できると見込まれる。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	整備予定地は既存施設のある事業実施主体の敷地であり、取得済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の負担となる補助残額分については、小清水町農協が一括支払いする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	収支計画に減価償却費および租税公課を計上しており、施設の管理更新などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体において、施設の管理などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

2-3 個別事業について(甜菜播種プラント整備)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	実施中の事業もしくはすでに完了した施設を本交付金に切り替えて交付対象とはしていません。新設です。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	播種プラント建物 22年 播種プラント機械 12年となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記分析での算定結果は1.04となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は甜菜播種プラント施設整備であり、実施主体は構成員14戸からなる農業者団体(浜小清水地区甜菜育苗集団)であり、対象地域は過疎地域自立促進特別措置法に規程する過疎地域であることから、実施要領別表1の事業メニュー18育苗施設に該当し、別表2による要件分類16の示す要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は農業者の組織する団体であり、施設は事業実施主体の所有となる。また、てん菜播種の専用施設であるため、目的外使用の恐れもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は14戸であり、育苗用土の保管から播種作業まで、作業前年7月から翌年3月までを計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	利用者居住地域内の小麦収穫機格納庫の敷地の続きであり、集約的な用地利用となる。他に連携できる施設はない。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	浜小清水地区の平成21年の作付面積を基に規模算定した施設であり、最大限の利用を見込んでいる。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存施設については、別組織の施設の為利用は困難であり、妻コンバインが格納されているためプラント稼働時にはスペースに余裕がないので使用不可能である。また、プラントは水平レベルを取り、アンカーボルトで固定するので地盤をコンクリートとする事が必要となるので、専用の施設を建設する事とした。規模についてはプラントとペーパーボット用の土を保管する必要最低限の施設とし、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	据え付けの施設の為、汎用性は無い。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設設置目的から勘案して適正か	○	利用者居住地域内の小麦収穫機格納庫の敷地の続きであり、集約的な用地利用となる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	整備予定地は事業実施主体の構成員の土地であり、合意済みである。

事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の負担となる補助残額分については、小清水町農協の農業者向け資金(フルスベックローン)を借り入れる計画である。償還計画については、収支計画で償還金を含めて利用料設定をし、収支マイナスとならないようにする事で集団内で合意されている。また借入金については10年で償還する事としている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	収支計画に減価償却費および租税公課を計上しており、施設の管理更新などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体において、施設の管理などに必要となる利用料の設定等収支が計画されている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

2-4 個別事業について(こしみずエコフィードサービス)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	実施中の事業もしくはすでに完了した施設を本交付金に切り替えて交付対象とはしていません。新設です。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	構内整備10年(別表第1構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木レンガ敷のもの)ハンカーサイロ17年(別表第1構築物 農林業用のもの主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のものその他のもの)、飼料調製庫17年(別表第1建物金属造のもの(3mm以下)工場用又は倉庫用のものその他のもの)、飼料タンク14年(別表第1構築物農林業用のもの主として金属造のもの)、TMR圧縮梱包機等7年(別表第2機械及び装置25農業用設備整備する施設および機械)、となっており施設用地造成17年については造成地上に設置されるもの最長のものと同等の17年となっています。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記分析での算定結果は1.58となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は自給飼料及び食品残さを活用する飼料貯蔵調整施設整備であり、実施主体は構成員14戸からなる農業者団体(株こしみずエコフィードサービス(仮称))であり、対象地域は過疎地域自立促進特別措置法に規程する過疎地域であることから、実施要領別表1の事業メニュー28乾燥調整貯蔵施設に該当し、別表2による要件分類16の示す要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は農業者の組織する団体であり、施設は事業実施主体の所有となる。また、サイレージ等TMRの原料及び製造の専用施設であるため、目的外使用の恐れもない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は14戸+公共牧場であり、サイレージ飼料などの保管から混合作業など、通年の利用で計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	TMR施設に関連する既存施設は他にない。別途計画しているコントラクター利用組合の機械収納庫を隣接地に配置して連携を取り合う計画である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	構成員14戸の平成21年度の経営規模、作業委託による労力軽減などを見込んだ規模拡大を踏まえて積算しており過大な積算ではない。

建設・整備コストの低減に努めているか	○	算定した規模で比較見積もりも行っており、事業費の計上は適正である。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	飼料の積み込み装置であるフォークリフトはブッシュプル方式のものを採用し、要領の運用について第4の2(18)に適合し、且つ、施設構内での使用にとどまり、別目的の使用はない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定地は必要な敷地面積をもとに利用者へのTMR飼料配送を行える場所を選定しており適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	地権者との話し合いを終えており見通しがついている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	構成員の加入する小清水町農協の農機具ローンによる資金調達と耐用年数の期間で償還することで計画しており、収支計画に反映されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	維持管理規定を考慮した収支計画により供給飼料の単価を設定しており、更新時には各種制度資金を活用予定であり、十分検討されている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体において、施設の管理などに必要となる飼料単価の設定等収支計画が策定されている。また、収支計画を基に、北海道網走農業改良普及センター清里支所による診断を受け、健全な経営が可能である旨の意見書をいただいている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。